

2024年11月21日
全国港湾第24発第45号
港運同盟発24—第60号

全国港湾
四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)
港運同盟
各 地方本部委員長 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立 賢次



24年度年末年始の例外荷役についての取り組みについて（第2号）

- 11月13日付、公文全国港湾24発第38号、港運同盟発24—第59号にて、「24年度年末年始の例外荷役についての取り組みについて」の内部指示を行った。
- その指示に基づき、ライフライン関連などでの対応に関して混乱を避けるために、「例外荷役の申請」を書記局で集約し、中央で判断し斉一化を図ることを各々の機関会議で確認した。
- したがって、各地区港湾は「例外申請」を12月27日（金）の午前中までに書記局に提出することとした。ただし、提出が27日の間際になると可否判断とその結果をユーザーに回答することが遅れること等で混乱が予測されることから、出来るだけ早期の提出を求めることとする。
- 申請の判断にあたっては、当該地区とも調整を行うが、原則は「休むこと」が前提であることとライフラインで欠かせない事由を記述することとする。
- 申請書を添付するので、不明な点があれば書記局まで連絡されたし。

以上

〈添付〉24年末・25年始 事前届け（例外荷役の申請）